

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	富士市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士市長

## 公表日

令和6年6月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、第9条第1項 別表第168の項の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>・介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務</li> <li>・介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務</li> <li>・要介護認定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> <li>・保険給付の支払の一時差止に関する事務</li> <li>・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> <li>・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</li> <li>・サービス検索・電子申請に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	介護保険システム(MCWEL)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第168の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条 別表第2 93、94の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</li> </ul> <p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条 別表第2 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市 福祉部 介護保険課 電話 0545-55-2766
-----	---

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市 福祉部 介護保険課 電話 0545-55-2766
-----	---

**II しきい値判断項目**

**1. 対象人数**

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	

**2. 取扱者数**

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	

**3. 重大事故**

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

**III しきい値判断結果**

**しきい値判断結果**

**基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる**

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 68の項	番号法第9条第1項 別表第1 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条 別表第2 93、94の項 情報提供 番号法第19条 別表第2 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項	情報照会 ・番号法第19条 別表第2 93、94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条  情報提供 ・番号法第19条 別表第2 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年2月1日	IVリスク対策		追加	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 芦川 和敏	介護保険課長	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	電話 0545-55-2766	電話 0545-55-2765	事後	
平成31年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	電話 0545-55-2766	電話 0545-55-2765	事後	
令和2年4月1日	所属長	介護保険課長 芦川和敏	介護保険課長 中村敏久	事後	人事異動に伴う変更
令和2年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和4年12月26日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称		サービス検索・電子申請機能(追加)	事前	
令和4年12月26日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 他	保健部 介護保険課	福祉部 介護保険課	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要		サービス検索・電子申請に関する事務(追加)	事後	